

## 岩手県周産期医療協議会設置要綱

### (設置)

第1条 本県における総合的な周産期医療体制の整備及び周産期医療に係る事項について協議するため、岩手県周産期医療協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域の実情に応じた周産期医療体制(総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、周産期母子医療センター協力病院及び搬送体制)の整備に関すること。
- (2) 周産期医療情報システムに関すること。
- (3) 周産期医療関係者の研修に関すること。
- (4) 周産期医療体制の整備に関し必要な事項に関すること。
- (5) その他周産期医療に係る必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織し、保健医療関係機関・団体の代表、周産期医療施設における医師、学識経験者、県・市町村の代表者から、知事が委嘱又は任命する。

2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (委員以外の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、会議への委員以外の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

### (専門部会)

第7条 協議会は、所掌事項についての調査及び審議を行うため、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属する委員は、会長が指名する。

### (庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉部医療政策室において処理する。

### (補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成11年2月18日から施行する。
- 2 第5の規定にかかわらず最初の会議は、保健福祉部長が招集する。
- 3 この要綱は、平成13年6月13日から施行する。
- 4 この要綱は、平成21年3月17日から施行する。
- 5 この要綱は、平成22年12月3日から施行する。
- 6 この要綱は、平成25年4月24日から施行する。